

令和 8 年第 3 回臨時会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和 8 年 4 月 3 0 日 開会

令和 8 年 4 月 3 0 日 閉会

美 郷 町 議 会

承認第 2 号

美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 9 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1 専決第 9 号 美郷町税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い関係する美郷町税条例の一部改正が必要になったことから、令和 8 年 3 月 31 日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

美郷町長 長 尾 拓

記

美郷町税条例の一部を改正する条例（令和8年美郷町条例第7号）

美郷町条例第7号

美郷町税条例の一部を改正する条例

美郷町税条例（平成18年美郷町条例第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間について</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセ</p>

は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]

(寄附金税額控除)

第34条の7 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報

告書の提出期限(年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]

(寄附金税額控除)

第34条の7 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報

告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係る者を除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払

告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係る者を除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払

者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。)の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 [略]

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を

者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 [略]

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は法同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 [略]

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあ

万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の

つては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。(ただし、賦課期日後に第91条第1項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。)

(種別割の証紙徴収の手続)

第86条 前条ただし書きの規定により証紙徴収の方法によって徴収する種別割の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第1項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。(ただし、賦課期日後に第91条第1項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。)

(軽自動車税の証紙徴収の手続)

第86条 前条ただし書きの規定により証紙徴収の方法によって徴収する軽自動車税の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第1項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したとき

該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 [略]

2・3 [略]

(種別割の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7

は、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 [略]

2・3 [略]

(軽自動車税の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限

日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) [略]

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) [略]

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 [略]

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 [略]

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。))においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。))を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))を、町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。))に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の

3 第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の通用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

3 第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の通用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10条各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

11 [略]

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9

(1)～(3) [略]

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10条各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [略]

11 [略]

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9

項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12号各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

13・14 [略]

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公園施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別

項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12号各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [略]

13・14 [略]

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

(4)～(6) [略]

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長さ

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期

れた納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

2 [略]

限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得

に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定に

第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中

よる町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」と

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の

あるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第

適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、

34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前

第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の美郷町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の美郷町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の美郷町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の美郷町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 美郷町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

承認第3号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分 (専決第10号)の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月30日提出

美郷町長 長尾 拓

記

- 1 専決第10号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例の一部改正が必要になったことから、令和8年3月31日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

美郷町長 長尾 拓

記

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年美郷町条例第8号）

美郷町条例第8号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成18年美郷町条例第60号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付</u></p>

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.15を乗じて算定する。

2 [略]

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.15を乗じて算定する。

2 [略]

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯 22,100円

(2)・(3) [略]

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3、第9条の7及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3、第9条の7及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯 22,100円

(2)・(3) [略]

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の23を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1,026円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について 65円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

(納期)

第16条 [略]

- 2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 665円
- (2) 特定世帯 332円
- (3) 特定継続世帯 498円

(納期)

第16条 [略]

- 2 第17条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期)

第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の町民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。）においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、町長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯における普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、前条第1項に掲げる期間のうち、次条の規定による算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間で納税通知書に定めるものとする。ただし、町長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯に課する国民健康保険税の納期は、前条第2項の規定に定めるところによる。

(普通徴収税額への繰入)

第24条 [略]

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係

(普通徴収税額への繰入)

第24条 [略]

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金にあてる。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係

る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に該当給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に該当給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 718円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 46円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 665円

(イ) 特定世帯 332円

(ウ) 特定継続世帯 498円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 513円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均

歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 33円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 332円

(イ) 特定世帯 166円

(ウ) 特定継続世帯 249円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 205円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 133円

(イ) 特定世帯 67円

(ウ) 特定継続世帯 100円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均

等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) [略]

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号キに規定する金額を減額した世帯 154円

イ 第1項第2号キに規定する金額を減額した世帯 257円

ウ 第1項第3号キに規定する金額を減額した世帯 410円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 513円

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金

課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

1・2 [略]

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

附 則

1・2 [略]

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

4～10 [略]

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

12 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

4～10 [略]

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

12 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とある

林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2

のは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条第1項の規定の適用については第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額

項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定

から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、~~第9条の4~~、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定

する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第9条の4、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の美郷町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

令和7年度美郷町一般会計補正予算（第9号）の専決処分（専決第8号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和8年4月30日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 専決第8号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第9号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものである。

専決第8号

令和7年度美郷町一般会計補正予算(第9号)

令和7年度美郷町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ282,590千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,658,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

美郷町長 長尾 拓

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		863,082	6,681	869,763
	1 町 民 税	144,911	3,877	148,788
	2 固定資産税	666,332	2,183	668,515
	3 軽自動車税	24,188	246	24,434
	4 市町村たばこ税	15,707	△468	15,239
	5 入 湯 税	11,944	843	12,787
2 地方譲与税		278,599	14,256	292,855
	1 地方揮発油譲与税	27,549	2,491	30,040
	2 自動車重量譲与税	88,050	11,765	99,815
3 利子割交付金		501	44	545
	1 利子割交付金	501	44	545
4 配当割交付金		1,122	863	1,985
	1 配当割交付金	1,122	863	1,985
5 株式等譲渡所得割 交付金		1,226	1,615	2,841
	1 株式等譲渡所得割 交付金	1,226	1,615	2,841
6 法人事業税交付金		5,906	739	6,645
	1 法人事業税交付金	5,906	739	6,645
7 地方消費税交付金		107,319	23,284	130,603
	1 地方消費税交付金	107,319	23,284	130,603
9 自動車税環境性能 割交付金		7,567	2,009	9,576
	1 自動車税環境性能 割交付金	7,567	2,009	9,576
10 地方特例交付金		1,240	△60	1,180
	1 地方特例交付金	1,240	△60	1,180
11 地方交付税		4,109,548	295,525	4,405,073
	1 地方交付税	4,109,548	295,525	4,405,073
13 分担金及び負担金		38,963	41	39,004
	1 分 担 金	4,180	△21	4,159
	2 負 担 金	34,783	62	34,845
14 使用料及び手数料		58,918	△50	58,868
	1 使 用 料	52,575	△118	52,457
	2 手 数 料	6,343	68	6,411
15 国庫支出金		1,371,855	△42,716	1,329,139
	1 国庫負担金	913,248	△32,910	880,338
	2 国庫補助金	457,742	△9,806	447,936
16 県支出金		1,644,416	△4,863	1,639,553

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県負担金	162,147	210	162,357
	2 県補助金	1,445,727	△5,577	1,440,150
	3 委託金	36,542	504	37,046
17 財産収入		51,967	△1,440	50,527
	2 財産売払収入	4,046	△1,440	2,606
18 寄附金		629,941	△214,672	415,269
	1 寄附金	629,941	△214,672	415,269
19 繰入金		763,960	△299,431	464,529
	2 基金繰入金	763,658	△299,431	464,227
21 諸収入		198,214	△7,015	191,199
	3 受託事業収入	15,137	△41	15,096
	4 延滞金・加算金及び過料	3	8	11
	5 雑入	165,443	△6,982	158,461
22 町債		698,500	△57,400	641,100
	1 町債	698,500	△57,400	641,100
歳入合計		10,940,817	△282,590	10,658,227

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		68,356	△72	68,284
	1 議 会 費	68,356	△72	68,284
2 総 務 費		1,710,386	△146,716	1,563,670
	1 総務管理費	1,508,315	△143,137	1,365,178
	2 徴 税 費	98,394	△2,290	96,104
	3 戸籍住民登録費	42,884	△250	42,634
	5 統計調査費	5,138	△1,039	4,099
3 民 生 費		1,103,163	△4,036	1,099,127
	1 社会福祉費	757,592	△4,036	753,556
4 衛 生 費		365,776	△3,790	361,986
	1 保健衛生費	163,416	△3,790	159,626
5 農林水産業費		918,972	△47,657	871,315
	1 農 業 費	361,232	△1,848	359,384
	2 林 業 費	556,778	△45,809	510,969
6 商 工 費		345,372	△946	344,426
	1 商 工 費	36,757	△125	36,632
	2 観 光 費	205,889	△821	205,068
8 消 防 費		522,901	△2,920	519,981
	1 消 防 費	522,901	△2,920	519,981
9 教 育 費		535,973	△1,195	534,778
	1 教育総務費	189,548	△500	189,048
	5 幼稚園費	73,828	△550	73,278
	6 社会教育費	217,892	△145	217,747
10 災害復旧費		2,191,311	△10,160	2,181,151
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,254,487	△10,160	1,244,327
12 諸支出金		1,499,921	△65,098	1,434,823
	4 基金積立金	551,828	△65,098	486,730
歳 出 合 計		10,940,817	△282,590	10,658,227

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	6,400	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その 他場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。	6,400	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その 他場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
災害復旧事業債	173,200				115,800			
過疎対策事業債	208,500				208,600			
合併特例事業債	19,000				18,900			
緊急防災・減災事業債	253,100				253,100			
緊急自然災害 防止対策事業債	21,500				21,500			
こども・子育て 支援事業債	6,800				6,800			
デジタル活用 推進事業債	7,500				7,500			
防災・減災・国土強靱化緊 急対策事業債	2,500				2,500			
合計	698,500				641,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	863,082	6,681	869,763
2 地方譲与税	278,599	14,256	292,855
3 利子割交付金	501	44	545
4 配当割交付金	1,122	863	1,985
5 株式等譲渡所得割交付金	1,226	1,615	2,841
6 法人事業税交付金	5,906	739	6,645
7 地方消費税交付金	107,319	23,284	130,603
9 自動車税環境性能割交付金	7,567	2,009	9,576
10 地方特例交付金	1,240	△ 60	1,180
11 地方交付税	4,109,548	295,525	4,405,073
13 分担金及び負担金	38,963	41	39,004
14 使用料及び手数料	58,918	△ 50	58,868
15 国庫支出金	1,371,855	△42,716	1,329,139
16 県支出金	1,644,416	△4,863	1,639,553
17 財産収入	51,967	△1,440	50,527
18 寄附金	629,941	△214,672	415,269
19 繰入金	763,960	△299,431	464,529
21 諸収入	198,214	△7,015	191,199
22 町債	698,500	△57,400	641,100
歳入合計	10,940,817	△282,590	10,658,227

(歳出)

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 議会費	68,356	△72	68,284					△72
2 総務費	1,710,386	△146,716	1,563,670	△12,854	△1,780		△112,805	△19,277
3 民生費	1,103,163	△4,036	1,099,127	△1,095	△2,131		80,042	△80,852
4 衛生費	365,776	△3,790	361,986	8	△130		△15	△3,653
5 農林水産業費	918,972	△47,657	871,315		△854	300	70,877	△117,980
6 商工費	345,372	△946	344,426			△100	42,000	△42,846
7 土木費	765,486	0	765,486			△200		200
8 消防費	522,901	△2,920	519,981				17,000	△19,920
9 教育費	535,973	△1,195	534,778				23,560	△24,755
10 災害復旧費	2,191,311	△10,160	2,181,151	△31,815		△57,400	△98	79,153
12 諸支出金	1,499,921	△65,098	1,434,823		△10		191,914	△257,002
歳出合計	10,940,817	△282,590	10,658,227	△45,756	△4,905	△57,400	312,475	△487,004

令和 7 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 1 町 税

(項) 1 町 民 税

(単位：千円)

1	1	町 税	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		町 税	863,082	6,681	869,763			
	1	町 民 税	144,911	3,877	148,788			
	1	個 人	129,951	3,363	133,314	1 現年課税分	3,014	1 現年課税分 (1) 現年課税分
						2 滞納繰越分	349	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	2	法 人	14,960	514	15,474	1 現年課税分	514	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	2	固定資産税	666,332	2,183	668,515			
	1	固定資産税	661,009	2,183	663,192	1 現年課税分	1,933	1 現年課税分 (1) 現年課税分
						2 滞納繰越分	250	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	3	軽自動車税	24,188	246	24,434			
	1	軽自動車税種別割	23,047	9	23,056	1 現年課税分	7	1 現年課税分 (1) 現年課税分
						2 滞納繰越分	2	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	2	軽自動車税環境性能割	1,141	237	1,378	1 現年課税分	237	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	4	市町村たばこ税	15,707	△468	15,239			
	1	市町村たばこ税	15,707	△468	15,239	1 現年課税分	△468	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	5	入 湯 税	11,944	843	12,787			
	1	入 湯 税	11,944	843	12,787	1 現年課税分	843	1 現年課税分 (1) 現年課税分
2		地方譲与税	278,599	14,256	292,855			
	1	地方揮発油譲与税	27,549	2,491	30,040			
	1	地方揮発油譲与税	27,549	2,491	30,040	1 地方揮発油 譲与税	2,491	1 地方揮発油譲与税 (1) 地方揮発油譲与税
	2	自動車重量譲与税	88,050	11,765	99,815			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区 分	金 額		
		1 自動車重量譲与税	88,050	11,765	99,815	1 自動車重量譲与税	11,765	1 自動車重量譲与税 (1) 自動車重量譲与税	
3		利子割交付金	501	44	545				
	1	利子割交付金	501	44	545				
		1 利子割交付金	501	44	545	1 利子割交付金	44	1 利子割交付金 (1) 利子割交付金	
4		配当割交付金	1,122	863	1,985				
	1	配当割交付金	1,122	863	1,985				
		1 配当割交付金	1,122	863	1,985	1 配当割交付金	863	1 配当割交付金 (1) 配当割交付金	
5		株式等譲渡所得割交付金	1,226	1,615	2,841				
	1	株式等譲渡所得割交付金	1,226	1,615	2,841				
		1 株式等譲渡所得割交付金	1,226	1,615	2,841	1 株式等譲渡所得割交付金	1,615	1 株式等譲渡所得割交付金 (1) 株式等譲渡所得割交付金	
6		法人事業税交付金	5,906	739	6,645				
	1	法人事業税交付金	5,906	739	6,645				
		1 法人事業税交付金	5,906	739	6,645	1 法人事業税交付金	739	1 法人事業税交付金 (1) 法人事業税交付金	
7		地方消費税交付金	107,319	23,284	130,603				
	1	地方消費税交付金	107,319	23,284	130,603				
		1 地方消費税交付金	107,319	23,284	130,603	1 地方消費税交付金	23,284	1 地方消費税交付金 10,553 (1) 地方消費税交付金 (10,553) 2 地方消費税交付金(社会保障費分) 12,731 (1) 地方消費税交付金(社会保障費分) (12,731)	
9		自動車税環境性能割交付金	7,567	2,009	9,576				
	1	自動車税環境性能割交付金	7,567	2,009	9,576				
		1 自動車税環境性能割交付金	7,567	2,009	9,576	1 自動車税環境性能割交付金	2,009	1 自動車税環境性能割交付金 (1) 自動車税環境性能割交付金	
10		地方特例交付金	1,240	△60	1,180				
	1	地方特例交付金	1,240	△60	1,180				
		1 地方特例交付金	1,240	△60	1,180	1 地方特例交付金	△60	1 地方特例交付金 (1) 減収補てん特例交付金	
11		地方交付税	4,109,548	295,525	4,405,073				

(一般会計)

(款) 11 地方交付税
 (項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区 分	金 額		
	1	地方交付税	4,109,548	295,525	4,405,073				
		1	地方交付税	4,109,548	295,525	4,405,073	1 地方交付税	295,525	1 特別交付税 (1) 特別交付税
13		分担金及び負担金	38,963	41	39,004				
	1	分 担 金	4,180	△21	4,159				
		2	災害復旧費分担金	428	△98	330	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金	△98	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 (1) 農地・農業用施設災害復旧費分担金 (単独災)
		3	総務費分担金	184	77	261	2 C A T V 分 担金	77	1 C A T V 分 担金 (1) C A T V 加入分 担金
	2	負 担 金	34,783	62	34,845				
4		総務費負担金	8,837	62	8,899	1 C A T V 負 担金	62	1 C A T V 負 担金 (1) C A T V 引込工 事負担金	
14		使用料及び手数料	58,918	△50	58,868				
	1	使 用 料	52,575	△118	52,457				
		1	総務使用料	8,146	△118	8,028	5 お試し滞 在 施設使用料	△118	1 お試し滞 在 施設使用料 (1) お試し滞 在 施設使用料
	2	手 数 料	6,343	68	6,411				
		1	総務手数料	2,461	68	2,529	1 総務手数料	68	1 税務証明手数料 42 (1) 税務証明手数料 (42) 2 督促手数料 29 (1) 督促手数料 (29) 3 地籍成果閲覧等手数料 2 (1) 地籍成果の閲覧及び交付手数料 (2) 4 自動車臨時運行許可申請手数料 △5 (1) 自動車臨時運行許可申請手数料 (△5)
15		国庫支出金	1,371,855	△42,716	1,329,139				
	1	国庫負担金	913,248	△32,910	880,338				
		1	民生費国庫負担金	190,210	△1,095	189,115	2 児童福祉費 負担金	△1,095	1 保育所国庫負担金 (1) 保育委託費国庫負担金
		4	災害復旧費国庫負担金	723,038	△31,815	691,223	1 公共土木施 設災害復 旧 費負担金	△31,815	1 公共土木施設災害復旧費負担金 (1) 過年発生公共土木施設災害復旧費負担金
2	国庫補助金	457,742	△9,806	447,936					

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明		
						区 分	金 額				
		1	総務費国庫補助金	133,060	△9,814	123,246	1	総務費補助金	△9,814	1 地方創生推進交付金 (1) 地方創生推進交付金 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△12,854 (△12,854) 3,040 (3,040)
		3	衛生費国庫補助金	3,609	8	3,617	1	浄化槽設置整備事業補助金	8	1 浄化槽設置整備事業補助金 (1) 浄化槽設置整備事業補助金	
16			県支出金	1,644,416	△4,863	1,639,553					
	1		県負担金	162,147	210	162,357					
		1	民生費県負担金	129,325	210	129,535	2	児童福祉費負担金	210	1 保育所県負担金 (1) 保育所委託費県負担金	
	2		県補助金	1,445,727	△5,577	1,440,150					
		1	総務費県補助金	22,460	△2,242	20,218	1	総務費補助金	△2,242	1 移住・定住促進支援事業補助金 (1) 移住・定住促進支援事業補助金 2 宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金 (1) 宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金 3 未来へつながる地域づくり協創支援事業補助金 (1) 未来へつながる地域づくり協創支援事業補助金	△210 (△210) △1,200 (△1,200) △832 (△832)
		2	民生費県補助金	30,322	△2,341	27,981	3	障がい者医療費補助金	△2,000	1 重度心身障がい者医療費助成事業補助金 (1) 重度心身障がい者医療費助成事業補助金	
							4	児童福祉費補助金	△341	1 乳幼児医療費助成事業補助金 (1) 乳幼児医療費助成事業補助金 2 おむつの負担軽減モデル事業補助金 (1) おむつの負担軽減モデル事業補助金 3 病児保育利用促進事業補助金 (1) 病児保育利用促進事業補助金 4 第2子保育料負担軽減事業補助金 (1) 第2子保育料負担軽減事業補助金	△199 (△199) △39 (△39) △25 (△25) △78 (△78)
		3	衛生費県補助金	1,016	△130	886	1	保健衛生費補助金	△138	1 不妊検査事業費補助金 (1) 不妊検査事業費補助金 2 骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金 (1) 骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金	△33 (△33) △105 (△105)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区 分	金 額		
							2	8	1 浄化槽設置整備事業補助金 (1) 浄化槽設置整備事業補助金
	4	農林水産業費県補助金	195,208	△854	194,354	3		△854	1 鳥獣被害防止対策補助金 (1) 鳥獣被害防止対策緊急捕獲等対策事業補助金 (2) 有害鳥獣捕獲活動支援事業県補助金 2 有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金 (1) 有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金
	5	電源立地地域対策交付金	13,761	△10	13,751	1		△10	1 電源立地地域対策交付金 (1) 電源立地地域対策交付金
	3	委託金	36,542	504	37,046				
	1	総務費委託金	36,345	504	36,849	2		42	1 県民税徴収事務委託金 (1) 県民税徴収事務委託金
						4		462	1 学校基本調査交付金 (1) 学校基本調査交付金 2 経済センサス委託金 (1) 経済センサス委託金 3 農林業センサス委託金 (1) 農林業センサス交付金 4 国勢調査委託金 (1) 国勢調査委託金
17		財産収入	51,967	△1,440	50,527				
	2	財産売払収入	4,046	△1,440	2,606				
	2	物品売払収入	3,112	△1,440	1,672	1		△1,440	1 物品売払収入 (1) 学習用タブレット売払収入
18		寄附金	629,941	△214,672	415,269				
	1	寄附金	629,941	△214,672	415,269				
	3	ふるさと寄付金(納税)	627,750	△214,672	413,078	1		△214,672	1 ふるさと寄付金(納税) (1) ふるさと応援寄付金(納税) 2 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) (1) ふるさと寄附金(企業版ふるさと納税)
19		繰入金	763,960	△299,431	464,529				
	2	基金繰入金	763,658	△299,431	464,227				

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区 分	金 額		
	1	財政調整基金繰入金	516,420	△516,420	0	1 財政調整基金繰入金	△516,420	1 財政調整基金繰入金	(1) 財政調整基金繰入金
	15	森林環境譲与税基金繰入金	163,000	29,106	192,106	1 森林環境譲与税基金繰入金	29,106	1 森林環境譲与税基金繰入金	(1) 森林環境税基金繰入金
	16	ふるさと応援基金繰入金	0	187,883	187,883	1 ふるさと応援基金繰入金	187,883	1 ふるさと応援基金繰入金	(1) ふるさと応援基金繰入金
21		諸収入	198,214	△7,015	191,199				
	3	受託事業収入	15,137	△41	15,096				
	1	民生費受託事業収入	14,881	△41	14,840	2 児童福祉費受託事業収入	△41	1 保育所児童措置費	(1) 保育受託事業収入
	4	延滞金・加算金及び過料	3	8	11				
	1	延滞金	3	8	11	1 延滞金	8	1 町税延滞金	(1) 町・県民税延滞金 (7) (2) 固定資産税延滞金 (1)
	5	雑入	165,443	△6,982	158,461				
	1	雑入	165,443	△6,982	158,461	1 雑入	△6,982	1 未熟児養育医療個人負担金	(1) 未熟児養育医療個人負担金 (△15) 2 雑入 △6,967 (1) デジタル基盤改革支援補助金 (△6,967)
22		町債	698,500	△57,400	641,100				
	1	町債	698,500	△57,400	641,100				
	5	災害復旧事業債	173,200	△57,400	115,800	1 農林水産施設災害復旧債	△100	1 林業用施設災害復旧債	(1) 過年発生林業施設災害復旧債
						2 公共土木施設災害復旧債	△57,300	1 公共土木施設災害復旧債	(1) 現年発生公共土木施設災害復旧債 (△32,300) (2) 過年発生公共土木施設災害復旧債 (△25,000)
	20	過疎対策事業債	208,500	100	208,600	1 林道整備事業債	300	1 林道整備事業債	(1) 県単林道舗装事業債 (過疎) (100) (2) 町単林道整備事業債 (過疎) (200)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
						2	町道整備事業債	△200	1 町道整備事業債 (1) 町単町道整備事業債 (過疎)
	22	合併特例事業債	19,000	△100	18,900	10	観光施設整備事業債	△100	1 観光施設整備事業債 (1) 観光施設整備事業債

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1	議会費	68,356	△72	68,284		△72		
1	議会費	68,356	△72	68,284		△72		
1	議会費	68,356	△72	68,284		△72	3 職員手当等	△72
							1 一般職員人件費(議会) 時間外勤務手当	△72 (△72)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	1	1	総務費	1,710,386	△146,716	1,563,670	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
			総務管理費	1,508,315	△143,137	1,365,178	△127,901	△15,236			
		1	一般管理費	569,903	△8,230	561,673		△8,230			
									2 給料	△1,370	1 総務一般経費 △3,700 消耗品費 (コピー、プリンター、FAX) (△200)
									3 職員手当等	△630	共有消耗品費 (△500) 印刷製本費 (△300)
									4 共済費	△2,530	口座振替手数料 (△1,400) 職員健康診査手数料 (△200)
									10 需用費	△1,000	郡町村会負担金 (△450) 職員人間ドック補助金 (△650)
									11 役務費	△1,600	2 一般・特別職員人件費(総務) △4,530 給料 (△1,370)
									18 負担金補助及び交付金	△1,100	通勤手当 (△100) 管理職手当 (△80) 期末手当 (△200) 勤勉手当 (△100) 時間外勤務手当 (△150) 県市町村職員共済組合負担金 (△2,530)
		2	財産管理費	92,968	△500	92,468		△500			
									10 需用費	△500	1 その他財産管理費 (南郷地域課) △500 電気料 (△500)
		4	企画費	492,125	△130,927	361,198	国庫補助金 △12,854 県支出金 △2,242 その他 △105,977	△9,854			
									1 報酬	△532	1 地域おこし活動費 (政策推進) △1,532 地域おこし協力隊報酬 (△532)
									7 報償費	△67,819	地域おこし協力隊起業支援補助金 (△1,000)
									8 旅費	△60	2 空家対策事業費 △2,309 老朽危険家屋等除却促進事業補助金 (△1,000) 空家対策支援事業補助金 (△1,309)
									10 需用費	△180	3 移住・定住対策事業費 △1,600 宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金 (△1,600)
									11 役務費	△33,843	4 地区別定住戦略実践事業 △22,252 地区別定住戦略事業 (実践事業補助金) (△22,252)
									12 委託料	△1,077	5 地域交通対策協議会費 △339 地域交通対策協議会委員謝礼 (△279)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						18 負担金補助 及び交付金	△27,416	地域交通対策協議会費用弁償 (△60) 6 交通機関の充実 △1,387 修繕費 (施設管理) (△55) 交通弱者支援事業委託料 (△366) 乗合タクシー運行業務委託料 (△612) 上椎葉日向線デマンドバス運行委託料 (△99) 悠々バス購入補助金 (△255) 7 ふるさと納税推進 △101,383 ふるさと納税返礼品 (△67,540) ふるさと納税決済手数料 (△3,079) ふるさと納税代行手数料 (△30,764) 8 まちづくり事業(企画) △125 消耗品費 (事業関係、その他) (△125)
5 電算システム管理費	252,523	△3,480	249,043	その他 △6,967	3,487	10 需用費 13 使用料及び 賃借料	△680 △2,800	1 その他電算管理費 △3,380 印刷製本費 (△580) ガバメントクラウドC S P利用料 (△2,800) 2 電算システム一般経費 △100 修繕費 (施設管理) (△100)
6 CATVセンター運営費	81,802	0	81,802	その他 139	△139			

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
2		徴税費	98,394	△2,290	96,104		△2,290				
	1	税務総務費	79,219	△900	78,319		△900				
								3 職員手当等	△240	1 税務一般経費 普通旅費 登記情報提供サービス利用料	△110 (△80) (△30)
								4 共済費	△550	2 一般職員人件費(税務総務)	△790
								8 旅費	△80	勤勉手当 時間外勤務手当	(△200) (△40)
								11 役務費	△30	縣市町村職員共済組合負担金	(△550)
	2	賦課徴収費	19,175	△1,390	17,785		△1,390				
								8 旅費	△20	1 賦課徴収一般経費 普通旅費	△1,390 (△20)
								10 需用費	△90	印刷製本費	(△90)
								11 役務費	△200	口座振替手数料 町税通知書兼納付書印刷封入業務委託料	(△200) (△100)
								12 委託料	△590	固定資産評価総合サポート業務委託料 標準宅地鑑定評価業務委託料	(△100) (△290)
								18 負担金補助及び交付金	△90	地方税共同機構負担金 町税過誤納還付金及び還付加算金	(△90) (△400)
								22 償還金利子及び割引料	△400		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位: 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3 戸籍住民登録費	42,884	△250	42,634		△250				
1 戸籍住民登録費	42,884	△250	42,634		△250				
						3 職員手当等	△160	1 一般職員人件費(戸籍住民登録)	△250
						4 共 済 費	△90	通勤手当	(△90)
								勤勉手当	(△20)
								時間外勤務手当	(△50)
								県市町村職員共済組合負担金	(△90)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
5 統計調査費	5,138	△1,039	4,099	462	△1,501				
1 統計調査総務費	10	△10	0		△10				
						8 旅 費	△5	1 統計調査一般経費 普通旅費	△10 (△5)
						10 需 用 費	△5	消耗品費 (事務用品)	(△5)
2 諸統計調査費	5,128	△1,029	4,099	県支出金 462	△1,491				
						1 報 酬	△300	1 統計調査	△1,029
								(1) 学校基本調査費	(△14)
						3 職員手当等	△535	普通旅費	(△1)
								消耗品費 (事務用品)	(△13)
						8 旅 費	△1	(2) 経済センサス調査費	(△40)
								消耗品費 (事務用品)	(△40)
						10 需 用 費	△173	(3) 農林業センサス	(△40)
								消耗品費 (事務用品)	(△20)
						11 役 務 費	△20	郵便料	(△20)
								(4) 国勢調査費	(△935)
								統計調査員報酬	(△300)
								期末手当 (パートタイム会計年度任用職員)	(△220)
								勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員)	(△185)
								時間外勤務手当	(△130)
								消耗品費 (事務用品)	(△100)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		民生費	1,103,163	△4,036	1,099,127	76,816	△80,852			
	1	社会福祉費	757,592	△4,036	753,556	8,000	△12,036			
	3	高齢者福祉費	259,893	0	259,893	その他 5,000	△5,000			
	4	障がい福祉費	243,238	△4,036	239,202	県支出金 △2,000 その他 5,000	△7,036	12 委託料 △100 18 負担金補助及び交付金 △100 19 扶助費 △3,836	△100 △100 △3,836	1 地域生活支援事業 手話奉仕員養成事業委託料 (△100) 日常生活用具給付費 (△240) 2 障がい者福祉支援制度 身体障がい者自動車改造補助金 (△100) 3 扶助費(障がい者福祉) 補装具給付費 (△486) 人工透析患者通院費助成金 (△389) 精神障がい者通院費助成金 (△397) 日中一時支援給付費 (△324) 4 重度心身障がい者医療費助成事業 重度障がい者医療費助成金 (△2,000) (△2,000)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2 児童福祉費	344,757	0	344,757	68,816	△68,816			
1 児童福祉総務費	110,522	0	110,522	県支出金 △224 その他 9,000	△8,776			
2 児童福祉施設費	234,235	0	234,235	国庫補助金 △1,095 県支出金 93 その他 61,042	△60,040			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
4		衛生費	365,776	△3,790	361,986	△137	△3,653			
	1	保健衛生費	163,416	△3,790	159,626	△137	△3,653			
		1 保健衛生総務費	71,676	△360	71,316		△360			
								3 職員手当等	△110	1 一般職員人件費(保健衛生総務) 時間外勤務手当 △360 (△110)
								4 共済費	△250	県市町村職員共済組合負担金 (△250)
		2 予防費	34,491	△3,430	31,061	県支出金 △138 その他 △15	△3,277			
								12 委託料	△1,270	1 予防接種費 小児定期接種助成金 (△50)
								18 負担金補助及び交付金	△210	2 子育て支援事業(まち・ひと・しごと創生) 妊産婦・乳児健康診査委託料 (△480) 産後ケア事業委託料 (△790)
								19 扶助費	△1,950	妊産婦・乳児健診助成金 (△250) 妊婦支援給付金 (△750)
										3 健康づくり支援費 不妊治療助成金 (△900)
										4 予防一般経費 △210 骨髓等移植ドナー支援事業奨励金 (△210)
		3 環境衛生費	31,915	0	31,915	国庫補助金 8 県支出金 8	△16			

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位:千円)

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		農林水産業費	918,972	△47,657	871,315	70,323	△117,980				
	1	農業費	361,232	△1,848	359,384	7,800	△9,648				
	2	農業総務費	49,658	△315	49,343		△315				
								3 職員手当等	△175	1 一般職員人件費(農業総務) 扶養手当 勤勉手当 児童手当 時間外勤務手当 縣市町村職員共済組合負担金	△315 (△30) (△50) (△50) (△45) (△140)
								4 共 済 費	△140		
	3	農業振興費	194,397	0	194,397	その他 7,800	△7,800				
	4	畜産業費	64,476	△300	64,176		△300				
								2 給 料	△50	1 一般職員人件費(畜産業) 給料	△300 (△50)
								3 職員手当等	△200	期末手当 勤勉手当	(△50) (△50)
								4 共 済 費	△50	時間外勤務手当 縣市町村職員共済組合負担金	(△100) (△50)
	6	地籍調査費	3,180	△1,233	1,947		△1,233				
								7 報 償 費	△93	1 地籍調査事業費 地籍調査推進員報償費	△1,213 (△93)
								8 旅 費	△20	普通旅費 修繕費(その他の備品)	(△20) (△100)
								10 需 用 費	△120	地籍調査事業委託料	(△1,000)
								12 委 託 料	△1,000	2 庁用車管理購入費(地籍事業) 修繕費(公用車管理)	△20 (△20)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2 林業費	556,778	△45,809	510,969	62,523	△108,332			
1 林業総務費	45,743	△665	45,078		△665			
						2 給 料	△200	1 一般職員人件費(林業総務) 給料 △665 (△200)
						3 職員手当等	△295	期末手当 (△100)
						4 共 済 費	△170	勤勉手当 (△120)
								児童手当 (△75)
								縣市町村職員共済組合負担金 (△170)
2 林業振興費	326,856	△45,144	281,712	県支出金 △854 その他 39,607	△83,897			
						11 役 務 費	△21	1 森林整備事業(町単) 町単森林整備事業補助金 △23,500 (△23,500)
						12 委 託 料	△80	2 特用林産振興事業(県単) しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金 △2,500 (△2,500)
						18 負担金補助 及び交付金	△45,043	3 特用林産振興事業(町単) 特用林産振興対策事業(共同選別利用)補助金 △1,560 (△100)
								特用林産物振興対策事業(マイタケ種菌購入事業)補助金 (△60)
								特用林産物振興対策事業(木炭原木利用奨励事業)補助 (△600)
								特用林産物振興対策事業(椎茸原木確保事業)補助 (△200)
								特用林産物振興対策事業(活動促進事業)補助金 (△200)
								特用林産物振興対策事業(植樹支援事業)補助金 (△400)
						4 作業路維持管理事業		4 作業路維持管理事業 作業道保全管理事業補助金 △2,000 (△2,000)
						5 林業生産組織(担い手)育成強化(町単)		5 林業生産組織(担い手)育成強化(町単) 町単社会保険等整備事業補助金 △7,883 (△5,000)
								町単労働安全推進補助金 (△2,373)
								町単高性能林業機械リース補助金 (△510)
						6 鳥獣被害対策事業(県単)		6 鳥獣被害対策事業(県単) 町有害鳥獣対策協議会運営補助金 △7,600 (△7,500)
								有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金 (△100)
						7 鳥獣被害対策事業(町単)		7 鳥獣被害対策事業(町単) 狩猟免許取得申請手数料 △101 (△11)
								狩猟免許取得健康診断料 (△10)
								鳥獣被害対策捕獲罟設置等委託料 (△80)
3 林道整備費	121,316	0	121,316	地方債 300	△300			

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
 (項) 2 林業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4 林道維持費	56,360	0	56,360	その他 23,470	△23,470			

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区 分	金 額			
6	商工費	345,372	△946	344,426	41,900	△42,846				
1	商工費	36,757	△125	36,632		△125				
1	商工振興費	36,757	△125	36,632		△125				
							3 職員手当等	△95	1 一般職員人件費(商工振興)	△125
							4 共 済 費	△30	期末手当	(△30)
									勤勉手当	(△20)
									時間外勤務手当	(△45)
									県市町村職員共済組合負担金	(△30)

(款) 6 商工費
(項) 2 観光費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2 観光費	205,889	△821	205,068	41,900	△42,721			
1 観光振興費	205,889	△821	205,068	地方債 △100 その他 42,000	△42,721	10 需用費 14 工事請負費	△204 △617	1 美郷レイクランド管理運営費 美郷レイクランド施設改修工事費 2 南郷温泉管理運営費 修繕費（施設管理） 南郷温泉施設改修工事請負費 3 西郷地区観光施設管理運営費 修繕費（施設管理） 西郷地区観光施設改修工事請負費
								△219 (△219) △321 (△124) (△197) △281 (△80) (△201)

(款) 7 土木費
 (項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

7	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		土木費	765,486	0	765,486	△200	200			
		道路橋梁費	449,837	0	449,837	△200	200			
		2 道路新設改良費	388,160	0	388,160	地方債 △200	200			

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

8	1	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		消 防 費	522,901	△2,920	519,981	17,000	△19,920			
	1	消 防 費	522,901	△2,920	519,981	17,000	△19,920			
	1	非常備消防費	232,464	△2,920	229,544	その他 17,000	△19,920	3 職員手当等	△2,920	1 一般職員人件費(消防) 住居手当 特殊勤務手当 勤勉手当 時間外勤務手当
										△2,920 (△40) (△90) (△90) (△2,700)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		教育費	535,973	△1,195	534,778	23,560	△24,755			
	1	教育総務費	189,548	△500	189,048		△500			
	2	事務局費	148,303	△500	147,803		△500			
								3 職員手当等	△350	1 一般特別職員人件費(教育委員会) △500
								4 共済費	△150	住居手当 (△200)
										時間外勤務手当 (△150)
										県市町村職員共済組合負担金 (△150)

(款) 9 教育費

(項) 4 義務教育学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
	4	義務教育学校費	54,705	0	54,705	△1,440	1,440			
		2 義務教育学校教育振興費	17,616	0	17,616	その他 △1,440	1,440			

(款) 9 教育費
(項) 5 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
5	幼稚園費	73,828	△550	73,278		△550			
1	幼稚園費	73,828	△550	73,278		△550			
						3 職員手当等	△230	1 幼稚園教員人件費 時間外勤務手当	△550 (△230)
						4 共 済 費	△320	県市町村職員共済組合負担金	(△320)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
6	社会教育費	217,892	△145	217,747	25,000	△25,145			
1	社会教育総務費	44,734	△145	44,589		△145			
							3 職員手当等	△145	1 一般職員人件費(社会教育) 扶養手当 勤勉手当
2	公民館費	29,777	0	29,777	その他 5,000	△5,000			
7	学校給食施設費	74,991	0	74,991	その他 20,000	△20,000			

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位: 千円)

10	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		災害復旧費	2,191,311	△10,160	2,181,151	△89,313	79,153				
		農林水産業施設災害復旧費	1,254,487	△10,160	1,244,327	△198	△9,962				
		1 農地・農業用施設災害復旧費	140,166	△10,160	130,006	その他 △98	△10,062	12 委託料	△8,000	1 農地・農業施設災害復旧事業(単独) 農地・農業施設災害復旧測量設計委託料 重機借上料 町単農地・農業用施設災害復旧工事費	△10,160 (△8,000) (△1,700) (△460)
		2 林業施設災害復旧費	1,114,321	0	1,114,321	地方債 △100	100	13 使用料及び賃借料	△1,700		
								14 工事請負費	△460		

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
	2	公共土木施設災害復旧費	936,824	0	936,824	△89,115	89,115			
	1	道路橋梁災害復旧費	936,824	0	936,824	国庫補助金 △31,815 地方債 △57,300	89,115			

(一般会計)

(款) 12 諸支出金
 (項) 3 公営企業費

(単位：千円)

12	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		諸支出金	1,499,921	△65,098	1,434,823	191,904	△257,002			
		公営企業費	470,681	0	470,681	△10	10			
	1	公営企業支 出金	470,681	0	470,681	県支出金 △10	10			

(款) 12 諸支出金
(項) 4 基金積立金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4 基金積立金	551,828	△65,098	486,730	191,914	△257,012			
1 基金積立金	551,828	△65,098	486,730	その他 191,914	△257,012	24 積立金	△65,098	1 一般会計基金積立金 42,588 公共施設等整備基金積立金 (11,669) 森林環境譲与税基金積立金 (29,105) 入湯税管理基金積立金 (1,814) 2 ふるさと応援基金積立金 △107,686 ふるさと応援基金積立金 (△107,686)

議案第37号

美郷町役場課設置条例等の一部を改正する条例

(美郷町役場課設置条例の一部改正)

第1条 美郷町役場課設置条例(平成18年美郷町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>課等</u>を置く。</p> <p>総務課 税務課 <u>企画情報課</u> <u>町民生活課</u> <u>健康福祉課</u></p> <p><u>農林振興課</u></p> <p>建設課 <u>政策推進室</u> 地域包括医療局 南郷地域課 北郷地域課 (課の分掌事務)</p> <p>第2条 <u>各課及び室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>課及び局</u>(以下「<u>課等</u>」という。)を置く。</p> <p><u>総合政策課</u> 総務課 税務課</p> <p><u>町民課</u> <u>福祉課</u> <u>健康こども課</u> <u>森づくり課</u> <u>商工政策課</u> <u>農政課</u> 建設課</p> <p>地域包括医療局 南郷地域課 北郷地域課 (課の分掌事務)</p> <p>第2条 <u>各課等</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

(1) 総務課

ア・イ [略]

ウ 広報、広聴に関すること。

エ～ケ [略]

(2) 税務課

ア～ウ [略]

(3) 企画情報課

ア 企画調整に関すること。

イ 総合計画、各種総合計画に関すること。

ウ 統計に関すること。

エ 観光振興、商工振興に関すること。

オ 情報化推進、電算処理に関すること。

カ その他主管に関すること。

(4) 町民生活課

ア 戸籍、住民登録、印鑑登録に関すること。

イ 国民健康保険事業、国民年金に関すること。

ウ 社会援護、社会福祉及び児童・母子福祉に関すること。

エ 環境衛生、上下水道に関すること。

オ その他主管に関すること。

(5) 健康福祉課

ア 後期高齢者医療事業、介護保険事業に関すること。

イ 他課に属する以外の福祉事業に関すること。

ウ 健康づくり事業に関すること。

(1) 総合政策課

ア 重要施策及び制度事業の総合企画並びに総合調整に関すること。

イ 総合計画その他計画に関すること。

ウ デジタル推進に関すること。

エ 広報広聴に関すること。

オ その他主管に関すること。

(2) 総務課

ア・イ [略]

ウ～ク [略]

(3) 税務課

ア～ウ [略]

(4) 町民課

ア 戸籍、住民登録、印鑑登録に関すること。

イ 国民年金に関すること。

ウ 畜犬に関すること。

エ 環境衛生、上下水道に関すること。

オ その他主管に関すること。

(5) 福祉課

ア 介護保険事業に関すること。

イ 高齢者福祉に関すること。

ウ 生活保護に関すること。

エ その他主管に関する事。

(6) 農林振興課

- ア 農林水産振興に関する事。
- イ その他主管に関する事。

(7) 建設課

ア～ウ [略]

(8) 政策推進室

- ア 重要施策の調査、企画及び総合調整に関する事。
- イ 特に町長の命じた政策の推進に関する事。

(9)～(11) [略]

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、課・室の所掌事務の範囲及び処理について必要な事項は、規則で定める。

エ その他主管に関する事。

(6) 健康こども課

- ア 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業に関する事。
- イ 健康づくりに関する事。
- ウ 児童福祉及び子育て支援に関する事。
- エ その他主管に関する事。

(7) 森づくり課

- ア 林業振興に関する事。
- イ その他主管に関する事。

(8) 商工政策課

- ア 総合交通対策に関する事。
- イ 電力等エネルギーに関する事。
- ウ 労働行政に関する事。
- エ 観光振興、商工振興に関する事。
- オ ふるさと応援寄附金に関する事。
- カ その他主管に関する事。

(9) 農政課

- ア 農水産振興に関する事。
- イ その他主管に関する事。

(10) 建設課

ア～ウ [略]

(11)～(13) [略]

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、課等の所掌事務の範囲及び処理について必要な事項は、規則で定める。

(美郷町議会委員会条例の一部改正)

第2条 美郷町議会委員会条例(平成18年美郷町条例第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務厚生常任委員会 6人 <u>総務課、税務課、町民生活課、健康福祉課</u>、地域包括医療局、会計課、南郷地域課、北郷地域課、選挙管理委員会、監査及びその他の委員会に属しない事項の事務</p> <p>(2) 文教産業常任委員会 5人 <u>農林振興課、建設課、企画情報課、政策推進室</u>、教育委員会及び農業委員会に関する事務</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務厚生常任委員会 6人 <u>総務課、税務課、町民課、福祉課、健康こども課</u>、地域包括医療局、会計課、南郷地域課、北郷地域課、選挙管理委員会、監査及びその他の委員会に属しない事項の事務</p> <p>(2) 文教産業常任委員会 5人 <u>総合政策課、森づくり課、商工政策課、農政課</u>、建設課、教育委員会及び農業委員会に関する事務</p>

(美郷町総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 美郷町総合計画審議会条例(平成18年美郷町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>企画情報課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>総合政策課</u>において処理する。</p>

(美郷町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第4条 美郷町予防接種健康被害調査委員会条例(平成18年美郷町条例第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

第 8 条 委員会の庶務は、健康こども課において処理する。

(美郷町簡易水道料金等審議会条例の一部改正)

第 5 条 美郷町簡易水道料金等審議会条例（平成 2 1 年美郷町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。	(庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>町民課</u> において処理する。

(美郷町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 6 条 美郷町子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年美郷町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 8 条 会議の庶務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 会議の庶務は、 <u>健康こども課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 4 月 3 0 日提出

美郷町長 長 尾 拓

提案理由

現在の行政課題に対応し、町民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、組織機構の見直しを行うもの。

議案第 38 号

令和 8 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7, 919 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 425, 825 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 30 日 提出

美郷町長 長尾 拓

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		1,007,523	7,919	1,015,442
	2 基金繰入金	1,007,221	7,919	1,015,140
歳 入 合 計		8,417,906	7,919	8,425,825

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,526,731	7,919	1,534,650
	1 総務管理費	1,374,417	7,919	1,382,336
歳 出	合 計	8,417,906	7,919	8,425,825

令和 8 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

19	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		繰入金	1,007,523	7,919	1,015,442			
		基金繰入金	1,007,221	7,919	1,015,140			
		1 財政調整基金繰入金	771,063	7,919	778,982	1 財政調整基金繰入金	7,919	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2								
	総務費	1,526,731	7,919	1,534,650		7,919		
1	総務管理費	1,374,417	7,919	1,382,336		7,919		
	1 一般管理費	559,992	221	560,213		221		
						10 需用費	221	1 総務一般経費 消耗品費（事務用品） 221 (221)
	2 財産管理費	100,084	2,925	103,009		2,925		
						10 需用費	525	1 本所庁舎維持改修費 消耗品費（施設管理） 2,925 (320)
						17 備品購入費	2,400	修繕費（施設管理） 庁舎用備品購入費 (205) (2,400)
	5 電算システム管理費	193,409	4,773	198,182		4,773		
						12 委託料	4,773	1 その他電算管理費 システム改修委託料 4,773 (4,773)

令和 8 年 度

美郷町農業集落排水事業会計補正予算
(第1号)

宮 崎 県 美 郷 町

議案第39号

令和8年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度美郷町農業集落排水事業会計予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額37,572千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,357千円、引継金32,013千円、過年度分損益勘定留保資金3,202千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額51,229千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,599千円、引継金32,013千円、過年度分損益勘定留保資金15,617千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	92,660千円	13,657千円	106,317千円
第1項 建設改良費	49,809千円	13,657千円	63,466千円

令和8年4月30日提出

美郷町長 長 尾 拓

令和8年度 美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的收入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本の支出		92,660	13,657	106,317	
	1	建設改良費	49,809	13,657	63,466	
		1 建設改良費	49,809	13,657	63,466	

令和8年度 美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)事項別明細書

資本的收入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1 資本の支出			92,660	13,657	106,317				
	1 建設改良費		49,809	13,657	63,466				
		1 建設改良費		49,809	13,657	63,466	15 委託料	1,157	委託料 1,157
							34 工事請負費	12,500	工事請負費 12,500